

令和8年度 国立市住宅省エネルギー化補助制度の手引き

地球温暖化対策の一環として、市内の住宅に窓の断熱改修もしくは屋根の高反射率塗料（遮熱塗料）の塗装を行う市民の方、市内の分譲マンション共用部分の LED 照明への改修工事を行う管理組合に対して、これらの工事費用の一部を予算の範囲内で補助します。ただし、販売、賃貸を目的とした住宅は補助対象外となります。また申請は工事完了後にいただくため事前に要件を必ず確認してください。

1. 補助対象について

※令和8年4月1日以降に完了した改修工事・遮熱塗装が補助対象となります。

(1) 窓の断熱改修

＜補助金額＞ **補助対象経費の20% 上限 80,000円**

(1,000円未満の端数は切り捨てます。消費税、地方消費税を除く)

※補助対象経費の詳細は、次ページの「補助対象経費一覧表」をご参照ください。

＜要件＞

- ・外気等に接する既存の窓を複層ガラスや二重窓にする改修であること
- ・扉等で室外と遮断されている室単位で、対象となる室内全ての窓の断熱改修をすること
- ・断熱改修後の窓の断熱性能が、熱貫流率 $2.3 \text{ W/m}^2 \cdot \text{K}$ 以下であること

(2) 屋根・屋上の高反射率塗料又は遮熱塗料の塗装

＜補助金額＞ **補助対象経費の20% 上限 40,000円**

(1,000円未満の端数は切り捨てます。消費税、地方消費税を除く)

※補助対象となる経費は、次ページの「補助対象経費一覧表」をご参照ください。

＜要件＞

- ・既存住宅の屋上や屋根の全面（太陽光発電システム、太陽熱発電システム及び太陽熱温水器が設置されており、その下の部分の塗装が難しい場合は、その部分を除いた全ての面）を塗装すること
- ・日射反射率（近赤外日射反射率）の測定値が50%以上の塗料であること

(3) 集合住宅共用部の照明の LED 化改修工事

＜補助金額＞ **補助対象経費の20% 上限 200,000円**

(1,000円未満の端数は切り捨てます。消費税、地方消費税を除く)

＜要件＞

- ・分譲マンション共用部分照明を LED 照明以外から LED 照明へ改修する工事であること
- ・管理組合の総会等で決定していること

◆国や東京都等から同種の補助金の交付を受けている場合は、それらの合計額と市の補助金額が補助対象経費を上回らない範囲で申請をお願いします。なお、市から国等に補助金額について照会することがあります。

◆「(1) 窓の断熱改修」、「(2) 屋根・屋上の高反射率塗料又は遮熱塗料の塗装」における補助対象経費一覧表

	費目	項目
補助対象経費	材料費	高断熱窓・ガラス、遮熱塗料の購入に必要な経費（下記のもの） <ul style="list-style-type: none"> ・窓・ガラスの製品代、塗装の塗料代 ・内窓取り付けに必要な額縁、ふかし枠部材費用 ・カバー工法によるサッシ製品代 ・コーキング（内窓と窓枠設置のための接着剤）
	工事費 (施工費)	高断熱窓の設置、遮熱塗装と不可分の工事に必要な経費（下記のもの） <ul style="list-style-type: none"> ・取付費 ・高断熱窓の設置の際の外部シーリング、内部シーリング代 ・遮熱塗装の際の洗浄代（屋根・屋上分）、縁切り代、タスペンサー作業代 ・仮設足場費 ・養生費 ・搬入費（運搬費）
補助対象外経費	高断熱窓の設置、遮熱塗装と直接関係しない工事に係る経費（上記補助対象経費以外のもの。下記はその内、一部の例示。） <ul style="list-style-type: none"> ・網戸、雨戸、シャッターの付属部材費 ・クロス、フローリングの仕上げ材 ・オプションで取り付けたもの ・既存建具解体費 ・既存建具撤去費 ・清掃費 ・美装費 ・諸経費、設計費、書類等助成対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費 ・調査費、管理費、消費税及び地方消費税、法定外福利費 ・金融機関に対する振り込み手数料 等 	

2. 申請条件・対象者

◆申請する方は、補助金の交付申請日において以下の全ての要件を満たす必要があります。

要件	内容
1	<p>< (1) 窓の断熱改修、(2) 屋根・屋上の塗装工事の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有するとともに、市内に所在する自己の居住の用に供する住宅に対象工事を行い、申請を行う年度において完了した方 <p>< (3) 集合住宅共用部の LED 照明工事の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の分譲マンション等の管理組合であって、管理組合の総会等の決定を踏まえマンションの共用部分の照明を LED 照明以外から LED 照明に変更する工事を行い、申請を行う年度において完了していること
2	・納期の到来している市税を完納していること
3	・補助対象となる窓・塗料及び LED 照明は、未使用のものであること
4	・工事を行った住宅の所有権を有しない場合又は他に当該住宅の所有権を有する方がいる場合は、工事について当該所有権を有する者全員の同意を得ていること
5	・市のアンケートに協力いただけること

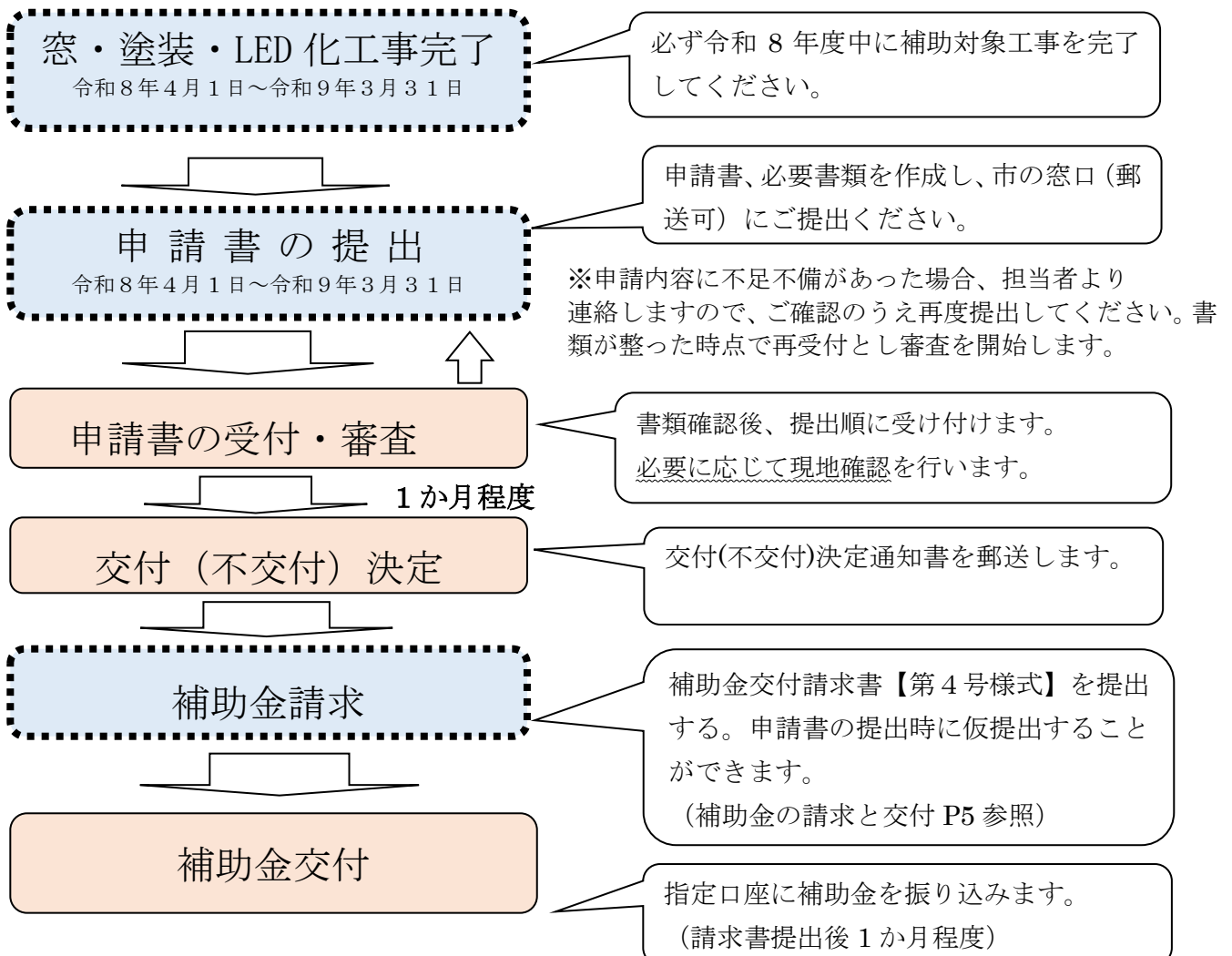
3. 申請の手続き・流れ



・・・申請者



・・・市役所



4. 補助金交付申請について

◆申請受付期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。ただし、交付決定額の総額が予算額の上限に達した時点で申請の受け付けを終了します。受け付けた書類は返却いたしません。

◆「窓の断熱改修」、「屋根・屋上の塗装工事」の申請は、同一世帯につき年度内それぞれ1回限りです。

(例) ・同一年度内に窓の断熱改修の補助を2回申請することは不可。

・同一年度内に窓の断熱改修の補助、屋根・屋上の塗装工事の補助を、各1回ずつ申請することは可。

※ 2世帯住宅の取り扱いは、本手引きの最後にある「よくある質問 Q & A」をご覧ください

◆「集合住宅共用部のLED改修工事」の申請は、年度に限らず、集合住宅1棟につき1回限りの申請までです。

◆ 補助金の交付申請にあたっては、下記の書類を提出してください。なお、下記に加えて、必要に応じて図面等、他の書類を提出いただく場合があります。

◆ 各様式は市ホームページからダウンロードできます。

◆ 交付（不交付）に関わらずご提出いただいた書類は返却いたしません。

チェック	添付書類	備考
<input type="checkbox"/>	国立市住宅省エネルギー化補助金交付申請書【第1号様式】	ホームページからダウンロード可。記入例をご参照ください。申請手続きを業者等が代行する場合は、 <u>申請手続きを業者等が代行する場合は、申請代行の実務を担う担当者名、法人名、連絡先 (TEL、住所) 等を必ず記載</u> してください。
<input type="checkbox"/>	国立市住宅省エネルギー化補助金交付請求書【第4号様式】	交付決定された後に提出していただく、補助金の支払いを請求する書類です。申請時に、同時に仮提出することができます。その場合は、 <u>日付を記入しないでください。</u>
<input type="checkbox"/>	地球温暖化対策に関するアンケート	
申請者に関する書類		
<input type="checkbox"/>	本人であることを確認できる書類	申請の際、マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証等の写しを提出。 (代行申請の場合も、代行者ではなく申請者の確認書類の写しを身分証の写しを提出してください)
建物に関する書類		
<input type="checkbox"/>	建物の登記事項証明書	補助対象工事を施工する住宅のもので、発行後6か月以内の原本またはコピーを提出。東京法務局立川出張所（立川地方合同庁舎6階）にて取得できます。※登記情報提供サービスから印刷したものは不可
<input type="checkbox"/>	施工同意確認書（別紙④）	建物所有者が申請者以外の場合又は共有者がいる場合に提出してください。建物の所有者、共有者が複数名いる場合は、全員分の同意確認書が必要となります。
工事完了を確認する書類		
<input type="checkbox"/>	領収書及び内訳書等の写し 発行日ではなく領収日を記入	工事に係る費用を支払ったことが分かるものと、その工事の内訳が分かるもの（導入に係る費用の領収書、ローン契約書の写しなど）。 ※領収金額の一部に補助対象工事費用が含まれる場合は、ただし書きに「 〇〇工事代金として〇〇円を含む 」などと明記する。 ※申請者本人名義のものに限る

チェック	添付書類	備考
窓の断熱改修		
□	別紙①『「窓の断熱改修」に関する帳票』	別紙①の「窓番号」欄に記載した番号を、平面図等、施工写真にも記載してください。 補助対象経費については、「1. 補助対象工事について」の補助対象経費一覧表をご参照ください。
□	補助対象要件を満たすことが分かるもの	製品の仕様が記載されたパンフレット、カタログ、性能証明書等。
□	施工箇所や施工内容を示す書類	施工箇所や施工内容が分かるような <u>平面図等</u> を提出。 ※別紙①の「窓番号」欄に記載した番号を記載してください。
□	施工前・施工中・施工後の写真	施工前・施工中・施工後の状況が分かる写真を提出してください。 ※写真撮影日を記載してください ※別紙①の「窓番号」欄に記載した番号を記載してください。 ※この他、「6. 窓写真撮影時の注意点」もご参照ください。
屋根・屋上の塗装工事		
□	別紙②『「屋根・屋上の高反射率塗料又は遮熱塗料の塗装」に関する帳票』	補助対象経費については、「1. 補助対象工事について」の補助対象経費一覧表をご参照ください。
□	補助対象要件を満たすことが分かるもの	製品仕様が記載された近赤外日射反射率50%以上の確認ができる(施工製品のわかる)カタログ、第三者機関の証明書及び塗料メーカーの発行する近赤外日射反射率50%以上が確認できる資料等の写し。
□	施工箇所や施工内容を示す書類	施工箇所がわかるような平面図等を提出。
□	施工前・施工中・施工後の写真、塗料缶の写真	施工前・施工中(下塗り、中塗り、上塗り)・施工後の施工箇所の写真、屋根・屋上の全体写真を提出してください(写真撮影日を記載してください)。使用塗料の品名・型番・色・日射反射率が確認できる塗料缶の写真

チェック	添付書類	備考
集合住宅共用部の LED 改修工事		
□	別紙③『「分譲マンション共用部分 LED 化改修工事」に関する帳票』	別紙③の「整理番号」欄に記載した番号を、平面図等、施工写真にも記載してください。
□	補助対象要件を満たすことが分かるもの	製品仕様が記載されたパンフレット及びカタログ。
□	施工箇所や施工内容を示す書類	施工箇所や施工内容が分かるような <u>平面図等</u> を提出。 ※別紙③の「整理番号」欄に記載した番号を記載してください。
□	施工前・施工中・施工後の写真	施工前・施工中・施工後の状況が分かる写真を提出してください。 ※写真撮影日を記載してください。 ※別紙③の「整理番号」欄に記載した番号を記載してください。
□	管理規約の写し	
□	工事を行うことについて、管理組合の総会等で決定していることが分かる書類	(例) 総会資料・議事録など
□	管理組合の現在の理事者が選任されたことを証する書類の写し	

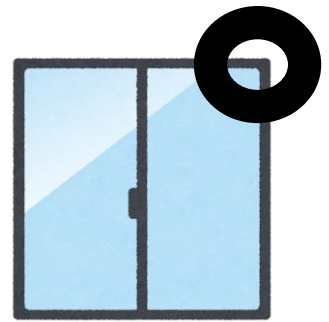
5. 補助金の請求と交付について

- (1) 交付決定通知書を受け取った方は、国立市住宅省エネルギー化補助金交付請求書（第 4 号様式）を提出してください。請求後、振込み手続きを開始し、請求日から 1 か月程度で指定口座に補助金を振り込みます。
- (2) 国立市住宅省エネルギー化補助金交付請求書（第 4 号様式）は、交付決定後に提出いただく補助金の請求書ですが、補助金の申請時に仮提出することができます。この場合、交付決定と同時に振込み手続きを開始します。

6. 窓写真撮影時の注意点

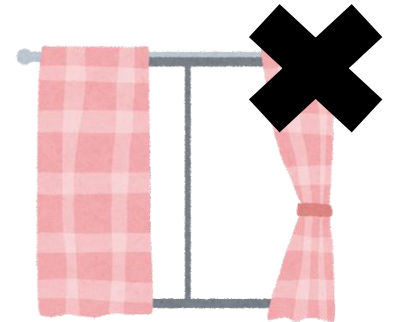
【撮影箇所等】

- ・施工前、施工中、施工後の各写真は、全て同アングルで
- ・施工する全ての窓を1箇所毎に
- ・窓枠を含めた窓全体（窓枠や窓の形状等が確認できること）
- ・室内側から



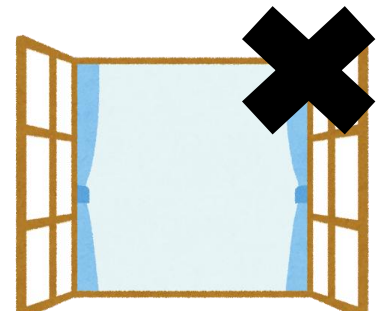
【NGな写真】

- ×カーテン・ブラインド・障子・棚・机・観葉植物等で隠れている部分がある
- ×ピントが合っておらず不鮮明（ぼやけている）
- ×画素数が低く、画像が粗い
- ×モノクロ・セピアモード
- ×撮影距離が遠すぎる（または近すぎる）
- ×窓が開いている
- ×雨戸が閉まっている
- ×外の光で窓が見えにくい
- ×複数の窓を遠くからまとめて



【その他】

- ・申請時にご提出いただく「施工箇所や施工内容を示す書類」（平面図等）と共通の番号を写真に振る等、対応する箇所が分かるようにしてください。
- ・撮影日がわかるよう表示してプリントしてください。



◆写真の不備については、再撮影を依頼する場合がありますのでご注意ください。

7. その他

- ◆契約を急がせる業者にはご注意ください。見積もりは複数業者に依頼することをお勧めします。
- ◆虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けた場合は補助金を返還していただきます。

<申請・問合せ先>

〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1 国立市 環境政策課 環境政策係
電話 042-576-2111 メール sec_kanseisaku@city.kunitachi.lg.jp

国立市長 殿

市への提出日を記入してください

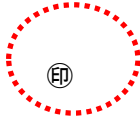
国立市住宅省エネルギー化補助金交付申請書

国立市住宅省エネルギー化補助金の交付を受けたいので、国立市住宅省エネルギー化補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。なお、この申請に係る審査に当たり、住民基本台帳の記録及び市税の納付状況について、必要に応じて公募により確認することに同意します。

国立市住宅省エネルギー化補助金交付要綱に基づく対象工事(該当するものに○をつけてください。)

<input type="radio"/>	窓の断熱改修	屋根・屋上の高反射率塗料 又は遮熱塗料の塗装	分譲マンションの共用部分の 照明のLED化改修工事
-----------------------	--------	---------------------------	------------------------------

申請者

住所 マンション名	〒186-0003 国立市富士見台2-47-1〇〇〇マンション101	電話番号	042-576-2111
フリガナ	クニタチ タロウ	〇〇〇カシママイ リジチョウ クニタチタロウ	※日中連絡可能な連絡先
氏名	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">個人申請の場合</div> 国立 太郎	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">管理組合申請の場合</div> 〇〇〇管理組合 理事長 国立 太郎	 ※署名の場合は、押印不要
メールアドレス	@		

手続代行者 (手続の代行を依頼する場合は記入してください。)

次の者を補助金の交付に係る手続き代行者として選任します。

住所又は所在地	〒	電話番号	
氏名又は会社名	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> 本人・申請者家族以外が手続きを代行をする場合、実務を行う担当者の連絡先(携帯電話等)を記載してください </div>	電話番号	
所属及び担当者名			※日中連絡可能な連絡先
メールアドレス	@		

国及び都による補助金の交付を受ける場合は補助金の額の合計が導入経費を超えない範囲での交付になります

工事概要

国への補助申請	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> 申請なし	補助申請額	円
	補助金名				
東京都への補助申請	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> 申請なし	補助申請額	円
	補助金名				
設置場所	国立市富士見台2-47-1				
工事完了日	令和 〇〇 年 〇 月 〇 日				領収書の日付です
住宅の状況等	<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 共有名義であり、共有者全員の同意を得ています。 <input type="checkbox"/> 所有権は有していないが、所有者全員の同意を得ています。 <input type="checkbox"/> 管理組合であり、工事を行うことについて総会等で決定しています。				

該当するものにチェックしてください

記載例

(別紙① 「窓の断熱改修」に関する帳票)

全て税抜

項目	改修工法 (※1)	窓番号 (※2)	製品名	熱貫流率	数量	単価 (円)	金額 (円)
材 料 費	①	W-1	Low-E複層ガラス	1.71	2	50,000	100,000
合 計 (A)							100,000

施工内容の番号を下欄より記入してください
(※1)

項目	工事内容	数量	単価 (円)	金額(円)
工 事 費	取 付 費			10,000
	外部シーリング、内部シーリング代			
	養 生 費			
	搬 入 費 (運 搬 費)			10,000
合 計 (B)				20,000

割引額 (C)	
補助対象額 (D) = (A) + (B) - (C)	120,000

補助金申請額 (D×20%)	24,000
----------------	--------

(1,000円未満切捨て)
(上限 8 万円)

※1 改修工法

①	ガラス工法…ガラスのみを交換すること。
②	カバー工法…既存の枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取付けることをいう。
③	建具交換…障子部分である「建具+ガラス」を一体のものとして交換することをいう。
④	外窓交換…既存窓を取外し新しい窓を取付けることをいう。
⑤	内窓の取付…既存窓の室内側に新しい窓を取付けることをいう。

※2 窓番号

平面図・領収書の内訳と共通の番号をふる等、対応する箇所が分かるようにしてください。

※3 「工事費」には、補助対象となる施工箇所のみに係る費用のみ計上してください

記載例

(別紙② 「屋根・屋上の高反射率塗料又は遮熱塗料の塗装」に関する帳票)

全て税抜

項目	屋根塗装	製品名	塗料の日射反射率	塗装面積 (㎡)	単価 (円)	金額 (円)
材 料 費	下塗り	サーモアイシーラ		60㎡	600	33600
	中塗り	サーモアイSi			1200	67200
	上塗り	サーモアイSi			1200	67200
合 計 (A)						168000

施工費用（屋根塗装材料費）とは仕上げとして施工する高日射反射率塗料とその下地となる塗料の材料費のことでウレタン等防水材料・洗浄代・タスペーサーや縁切りなどは含まれません

項目	工事内容	数量	単価 (円)	金額(円)
工 事 費	洗 浄 代 (屋根・屋上分)			10,000
	縁切り・タスペンサー作業代			
	仮設足場費			
合 計 (B)				10,000

※ 「工事費」には、補助対象となる施工箇所のみに係る費用のみ計上してください
(屋根・屋上の塗装のみが補助対象です。外壁塗装は補助対象外です)

割引額 (C)	
補助対象額 (D) = (A) + (B) - (C)	178,000

補助金申請額 (D×20%)	35,600
----------------	--------

(1,000円未満切捨て)
(上限4万円)

補助金の要件 (高反射率塗料)			
塗料メーカー			
塗料の製品名			
塗色		近赤外日射反射率	%
補助金の要件 (全面塗装)			
・ 既存住宅の屋上や屋根の全面をすべて塗装した。			<input type="checkbox"/>

記載例

(別紙③ 「分譲マンション共用部分LED化改修工事」に関する帳票)

全て税抜

整理 番号	交換前 (LED以外)				交換後 (LED)				金額(円) (a) × (b)
	種類(白熱灯・蛍光灯等)	1日当たり 点灯時間(h)	消費電力(w)	台数	種類(LED) 型番	単価(円) (a)	消費電力(w)	台数 (b)	
例 1	蛍光灯	12時間	27.6W	3台	LED lgw80350LE1	6,400	15W	20	128,000
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
合計 (A)									128,000
取付工事費 (B)									60,000
割引額 (C)									
補助対象額 (D) = (A) + (B) - (C)									188,000
補助金交付申請額 (D × 20%)									37,600

施工箇所や内容が分かる平面図と番号
を一致させてください

(1,000円未満切捨て)
(上限20万円)

記載例

(別紙④ 施工同意確認書)

本書の記入日を記入してください

令和〇〇年〇月〇日

国立市長 殿

(住宅所有者)

建物の所有者、共有者が複数名いる場合は一人一枚確認書を作成してください。

住 所 国立市富士見台 2-47-1

氏 名 国立 花子 (印)

電話番号 042-576-2111

※署名の場合、押印は不要です

施工同意確認書

私の所有する住宅において、国立市住宅省エネルギー化補助金交付事業に係る補助金交付申請者の施工に同意したことを確認します。

記

・申請者氏名

国立太郎

第1号様式(交付申請書)の申請者名をご記入ください。

・施工場所

国立市富士見台 2-47-1

・工事の種類

窓の断熱改修

該当するものにチェックしてください。

屋根・屋上の高反射率塗料又は遮熱塗料の塗装

分譲マンションの共有部分の照明のLED化改修工事

・申請者との関係

親族、 その他
具体的な関係

(申請者の妻)

記載例

日付は記入しないでください。

第4号様式

年 月 日

国立市長 殿

(請求者)

管理組合申請の場合

〇〇〇管理組合
理事長 国立 太郎
と記入してください。

住所又は所在地	国立市富士見台 2-47-1
氏 名 管理組合の場合 [管理組合名・理事長名]	国立 太郎 ⑧

国立市住宅省エネルギー化補助金交付請求書

第1号様式（交付申請書）の
申請者名をご記入ください。

年 月 日付け 第 号により交付

省エネルギー化補助金について、国立市住宅省エネルギー化補助金交付要綱第9条に基づき、下記のとおり請求します。

ゆうちょ銀行の場合は、下記にご注意ください

- ・口座番号等は通帳の1ページ目下欄をご確認ください
- ・支店名は数字で表されているため、下記支店名についても数字でご記入ください
- ・口座番号は、桁数にかかわらず「番号」の最後の「1」を取り、ご記入ください

以下の口座に振込みを依頼します。

補助金額	80,000 円										
振込指定口座	ゆうちょ 銀行 信用組合 本店 008 支店 出張所 信用金庫・農 協										
	預金種別	普通	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
	フリガナ	クニタチ ハナコ									
	口座名義人	国立 花子									

※原則、申請者本人の口座に限ります。

請求者と口座名義人が異なる場合は、次の委任状にも記入・押印してください。

委任状

私（請求者）は、上記口座名義人を代理人と定め、上記補助金の受領

(請求者) 住所 国立市富士見台 2-47-1

口座名義人が申請者と異なる場合に、申請者名を記載してください。同一の場合は記入不要です。必ず印鑑を押印してください。

氏名 国立 太郎

⑧

よくある質問 Q&A

No.	質問	回答
1	ひと部屋に複数の窓があり、1つは既に断熱化していて、これから残りの窓を施工する場合、補助対象になりますか？	これから施工する窓については補助対象になりますが、既に施工した窓については補助対象外です。また、部屋のすべての窓を断熱化することが要件になるため、既に施工済みの窓が熱貫流率 $2.3 \text{ W/m}^2 \cdot \text{K}$ 以下であることが確認できる資料、カタログ、性能証明書が必要です。
2	2階に上がる階段の途中で窓がありますが、補助対象になりますか？	「外気等に接する既存の窓を複層ガラスや二重窓にする改修であること」、「扉等で室外と遮断されている室単位で、対象となる室内全ての窓の断熱改修をすること」が要件となりますので、これらを満たす場合は補助対象となります。 (例) 階段のある空間が壁等で仕切られており、その空間にある窓を全て断熱改修する場合→補助対象
3	やむを得ない事情により、施工同意確認書が作成できない場合（当該住宅の所有権を他に有する者が死亡しており、記入ができない場合等）は、どのようにすれば良いですか？	やむを得ない事情と認められる場合に限り、施工同意確認書を提出することができない理由等を記載した理由書を提出いただくことで、申請が可能となります。なお、理由書の参考様式については、市までお問い合わせください。
4	「窓の断熱改修」、「屋根・屋上の塗装工事」の補助金について、二世帯住宅に工事を行った場合、それぞれの世帯で補助申請することは可能ですか？	2世帯（住民票上の世帯。以下同様）住宅の場合、「1. 補助対象工事について」、「2. 申請条件・対象者」等、定められた要件をそれぞれの世帯で満たしていれば、世帯ごとに補助申請することが可能です。 ※申請者が工事費用を支払っている必要があります。 そのため、工事費用はそれぞれの世帯が負担していなければならない（どちらかの世帯がまとめて支払った場合、支払った世帯のみ補助対象になる）ことに、特にご注意ください。
5	国や都の補助金と併用して申込をすることはできますか？	できます。 国や都の補助金は基本的に事前申請で国立市は設置完了後の申請となりますので申請のタイミングにお気を付けてください。なお、国や都の補助金については直接お問い合わせください。

【参考】

《省エネ改修をした住宅にかかる固定資産税の減額措置》

平成 26 年 4 月 1 日以前に建てられた住宅(貸家を除く)について、現行の省エネ基準に適合するように次の条件を満たす省エネ改修工事を行い、工事完了の日から 3 か月以内に申請をした場合、翌年度分の固定資産税が減額されます。

減額の適用を受けるための要件

1. 平成 26 年 4 月 1 日以前に建てられた住宅(貸家を除く)であり、その家屋の居住部分の割合が 2 分の 1 以上であること。
2. 令和 4 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間に施された工事であること。
3. ・令和 8 年 3 月 31 日までの改修工事後の住宅の床面積が 50 平方メートル以上 280 平方メートル以下であること。
・令和 8 年 4 月 1 日以降の改修工事の住宅の床面積は 40 平方メートル以上 240 平方メートル以下であること。
4. 次の 1. 又は 1 を含む省エネ改修工事であること。
 - 1.窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化等)
 - 2.床の断熱改修工事
 - 3.天井の断熱改修工事
 - 4.壁の断熱改修工事
5. 省エネ改修工事に要した費用のうち、補助金などを除く自己負担分が 1 戸あたり 60 万円超であること。(断熱改修に係る工事費が 60 万円超、または断熱改修に係る工事費が 50 万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて 60 万円超)

減額期間および減額措置の内容

対象となる住宅 1 戸あたり(マンション等の区分所有家屋については各専有部分 1 戸あたり)120 平方メートルの床面積相当分までの固定資産税について、翌年度分の税額の 3 分の 1 相当額が減額されます。(当該工事により認定長期優良住宅に該当することとなった住宅は、翌年度分の税額の 3 分の 2 相当額が減額されます)

減額を受けるためには、申告が必要です。固定資産税係へ申告してください。

その他、詳しくは下記担当までお問い合わせください。